

1 概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第8号）の施行等に伴い、千葉県公安委員会が定める自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に係る審査基準及び処分基準を改定したものである。

2 主な改正内容

- （1）法第3条第5号の新設に伴う同条第7号及び第8号の条項ずれの整理を行う。
- （2）法第7条第1項の規定による自動車運転代行業の認定の取消しの基準に、新設された法第3条第5号を加える。
- （3）国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条の新設に伴う同規則第7条及び第10条の条項ずれの整理を行う。

3 改定する審査基準及び処分基準

（1）審査基準

- 法第4条（自動車運転代行業の認定）
- 法第5条第5項（認定証の再交付）
- 法第8条第3項（認定証の書換え）

（2）処分基準

- 法第7条第1項（自動車運転代行業の認定の取消し）
法第22条第1項（自動車運転代行業者に対する指示）
- 法第23条第1項（自動車運転代行業者に対する営業の停止命令）
- 法第24条第1項（自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令）
- 法第25条第2項第1号（自動車運転代行業者に対する指示）
- 法第25条第2項第2号（自動車運転代行業者に対する営業の停止命令）
- 法第25条第2項第3号（自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令）

4 施行日

令和元年12月14日